

埼玉県 思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

区画が必要な方のために、
ご理解とご協力をお願いします



埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証(3種類)

(駐車時にルームミラーに掲示)

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。

種類	車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
デザイン			
有効期間	なし(要件に該当しなくなるまで)		あり
区画の利用	「車椅子使用者用駐車区画」を優先利用	「優先駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」がない駐車場では、 「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可。 (区画に余裕がある場合に限る)	

利用できる駐車区画

区画のある施設は県ホームページで確認できます。

種類	車椅子使用者用 駐車区画	優先駐車区画
概要	車椅子使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画 (幅員3.5メートル以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画 (幅員3.5メートル未満)
区画表示・整備例	 	



交付対象者

区分				交付基準	利用証の色	申請に必要な書類など
身体障害者	視覚障害			4級以上	緑	身体障害者手帳
	聴覚障害			3級以上	緑	
	平衡機能障害			5級以上	緑	
	肢体不自由	上肢		2級以上	緑	
		下肢		6級以上	緑(2級以上の車椅子常時使用者は青)	
		体幹		5級以上	緑(3級以上の車椅子常時使用者は青)	
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上	緑	
	移動機能		6級以上	緑(2級以上の車椅子常時使用者は青)		
内部障害(免疫機能障害を含む)			4級以上	緑		
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がA以上の方		緑	療育手帳	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の方		緑	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		緑	次のいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が 要介護1以上の方		緑(要介護3以上の車椅子常時使用者は青)	介護保険被保険者証	
妊産婦		単体妊娠:妊娠7箇月から産後1年までの方 多胎妊娠:妊娠7箇月から産後3年までの方 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)		オレンジ	母子健康手帳	
けが人など		医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方(原則1年以内)		オレンジ	次のすべて ・医師の診断書若しくは意見書 又は公的機関の証明書など	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断や福祉サービスの利用票、車椅子購入の領収書などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方		青	・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)	

申請方法

- 交付申請書（ホームページからダウンロード）に必要な添付書類を添えて、お住まいの市町村の窓口での申請又は県への電子申請、郵送申請をすることができます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

窓口申請

- お住いの市町村の窓口で申請できます。
- 窓口の詳細は県ホームページで確認してください。

電子申請・郵送申請

- 県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けています。



電子申請は
こちらから

制度の詳細は県ホームページをご覧ください

埼玉県思いやり駐車場制度

検索

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html



お問い合わせ

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)3223 FAX 048(830)4801